

# 特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先 〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会気付 **2017年2月23日 No.8**

TEL 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

## 3月17日傍聴支援にご協力を! 第6回公判 日程決まる

なかなか決まらなかった第6回公判の日程が決定しました。公判終了後に、裁判支援運動の交流や弁護団による報告などを予定しています。傍聴席は数に限りがありますので、法廷の外で待機しながらの支援となる場合もありますが、多くの皆さんに駆け付けていただいてのご支援をよろしくお願いたします。

### 3月17日(金)のタイムテーブル(案)

- 9:45 傍聴希望者、支援者集合(裁判所玄関前)
- 10:30 公判開始
- 11:00 終了予定
- 11:20 支援運動交流  
弁護団による報告集会
- 13:00 終了

#### ●長野地方裁判所 松本支部

長野県松本市丸の内10-35 (JR松本駅から徒歩約20分、駅前松本バスターミナルから美ヶ原温泉行き「市役所前」下車、松本周遊バス・タウンスニーカー「北コース」「松本城北」下車)

## 「起訴内容の一部変更・追加」が認められてしまいました

裁判が始まって2年が経過しました。この間の多くの皆さんのご支援、ありがとうございます。

第5回公判(2016年7月6日)以降、9月に検察より「訴因変更・訴因追加」の申し出がありました。これに対し、弁護団は、裁判長に訴因変更を認めさせない意見書の提出をしましたが、1月19日裁判長は、検察の訴因変更を認めました。この結果を受け、最高裁へ「特別抗告」文書を提出しましたが、2月3日、「本件抗告を棄却する」とのあつけない通知が返ってきました。

今回の訴因変更は、検察側の「このままでは危うい」との考えの表れではないでしょうか。当初より指摘した「ずさんな捜査、起訴」であることの裏付けになると感じます。

全国で取り組んでいただいている「無罪を求める要請署名」は、171,427筆となっています。また、署名と合わせて激励のお言葉もたくさんいただいています。本当にありがとうございます。

要請署名の多さと皆さんの激励に、裁判とのたたかいを抱えながらも当事者職員は、利用者さんには変わらぬ笑顔で接しています。また、あずみの里全体も、利用者さんとの明るい笑い声でいっぱいです。

今後はまた弁護団と相談しながら支援の方針を立てて、皆さんにお知らせしていきます。引き続き力強いご支援をよろしくお願いたします。誠に恐縮ではありますが、改めて経済的闘争支援もよろしくお願いたします。

**会員数** 個人: 2,412人 団体: 386団体 **署名到達** 171,427筆 (2/14現在)

みなさんから寄せられたカンパは弁護団費用・全国全県支援活動・資材作成 などにあてさせていただきます。